

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)余呉南越前ウインドファーム発電事業に係る  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年11月19日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)余呉南越前ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：滋賀県長浜市余呉町及び福井県南条郡南越前町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大170,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 8月23日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年11月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成30年 11月19日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)余呉南越前ウインドファーム発電事業に係る  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。加えて、事業実施想定区域の福井県側には保安林が広く分布していることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲については対象事業実施区域から除外すること。

(2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活

環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、サシバ及びハチクマ等の渡り経路となっている可能性がある。また、本事業は国内では例が少ない大規模な陸上風力発電事業であり、最大50基設置することが想定される計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、当該地域における鳥類の生息状況に精通した専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回・第3回調査(特定植物群落調査)で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」及び「栃ノ木峠附近のブナ林」、第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)に基づく水源森林地域等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された保安林等が存在している。また、本事業は、風力発電設備を当該区域の尾根沿いに最大50基設置する計画が想定されるが、当該尾根付近は、風力発電設備の設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落及び河川・沢筋等への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、複数案の比較・検討に基づく既存道路の活用等により土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。